

報酬単価新旧対照表

(目次)

居宅介護サービス費	1
重度訪問介護サービス費	3
児童デイサービス費	5
短期入所サービス費	7
施設入所支援サービス費	9
旧知的障害者入所更生施設支援費	11
知的障害児施設給付費	13
知的障害児通園施設給付費	15
重症心身障害児施設給付費	17
指定医療機関（重症心身障害児）給付費	19

※表中、部分が今回の見直しの箇所です。

○居宅介護サービス費

現行報酬体系

基本部分		注 3級ヘルパー等により行われる場合	注 重度訪問介護研修修了者による場合	注 2人の居宅介護従業者による場合	注 夜間もしくは早朝の場合 又は深夜の場合
イ 居宅における身体介護	(1) 30分未満 (230単位)	× 70/100			
	(2) 30分以上1時間未満 (400単位)				
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (580単位)				
	(4) 1時間30分以上2時間未満 (655単位)				
	(5) 2時間以上2時間30分未満 (730単位)				
	(6) 2時間30分以上3時間未満 (805単位)				
	(7) 3時間以上 (875単位に30分を増すごとに+70単位)				
ロ 通院等介助(身体介護を伴う場合)	(1) 30分未満 (230単位)	× 70/100		1時間未満 (160単位) 2時間未満 (320単位) 3時間未満 (480単位) ※3時間以上 (550単位に30分を増すごとに+70単位)	夜間もしくは早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100
	(2) 30分以上1時間未満 (400単位)				
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (580単位)				
	(4) 1時間30分以上2時間未満 (655単位)				
	(5) 2時間以上2時間30分未満 (730単位)				
	(6) 2時間30分以上3時間未満 (805単位)				
	(7) 3時間以上 (875単位に30分を増すごとに+70単位)				
ハ 家事援助	(1) 30分未満 (80単位)	× 90/100		× 90/100	
	(2) 30分以上1時間未満 (150単位)				
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (225単位)				
	(4) 1時間30分以上 (295単位に30分を増すごとに+70単位)				
ニ 通院等介助(身体介護を伴わない場合)	(1) 30分未満 (80単位)	× 90/100		× 90/100	
	(2) 30分以上1時間未満 (150単位)				
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (225単位)				
	(4) 1時間30分以上 (295単位に30分を増すごとに+70単位)				
ホ 通院等乗降介助 (99単位)					

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)
(1回につき 150単位を加算)

脚注

・単位数算定記号の説明

- +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
- 〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
- ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
- +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

改正後報酬体系

		注	注	注	注	注	注	
基本部分		3級ヘルパー等により行われる場合	重度訪問介護研修修了者による場合	2人の居宅介護従業者による場合	夜間もしくは早朝の場合又は深夜の場合	特定事業所加算	特別地域加算	緊急時対応加算(月2回を限度)
イ 居宅における身体介護	(1) 30分未満 (254単位)	×70/100	1時間未満(183単位) 1時間以上1時間30分未満(274単位) 1時間30分以上2時間未満(365単位)	×200/100	夜間もしくは早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	特定事業所加算(Ⅰ) +20/100 特定事業所加算(Ⅱ) +10/100 特定事業所加算(Ⅲ) +10/100	+15/100	1回につき100単位を加算
	(2) 30分以上1時間未満 (402単位)							
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (584単位)							
	(4) 1時間30分以上2時間未満 (667単位)							
	(5) 2時間以上2時間30分未満 (750単位)							
	(6) 2時間30分以上3時間未満 (833単位)							
	(7) 3時間以上 (916単位に30分を増すごとに+83単位)							
ロ 通院等介助(身体介護を伴う場合)	(1) 30分未満 (254単位)	×90/100	2時間以上2時間30分未満(456単位) 2時間30分以上3時間未満(547単位) ※3時間以上(630単位に30分を増すごとに+83単位)	×90/100	夜間もしくは早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	特定事業所加算(Ⅰ) +20/100 特定事業所加算(Ⅱ) +10/100 特定事業所加算(Ⅲ) +10/100	+15/100	1回につき100単位を加算
	(2) 30分以上1時間未満 (402単位)							
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (584単位)							
	(4) 1時間30分以上2時間未満 (667単位)							
	(5) 2時間以上2時間30分未満 (750単位)							
	(6) 2時間30分以上3時間未満 (833単位)							
	(7) 3時間以上 (916単位に30分を増すごとに+83単位)							
ハ 家事援助	(1) 30分未満 (105単位)	×90/100	×90/100	×90/100	夜間もしくは早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	特定事業所加算(Ⅰ) +20/100 特定事業所加算(Ⅱ) +10/100 特定事業所加算(Ⅲ) +10/100	+15/100	1回につき100単位を加算
	(2) 30分以上1時間未満 (197単位)							
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (276単位)							
	(4) 1時間30分以上 (346単位に30分を増すごとに+70単位)							
ニ 通院等介助(身体介護を伴わない場合)	(1) 30分未満 (105単位)	×90/100	×90/100	×90/100	夜間もしくは早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	特定事業所加算(Ⅰ) +20/100 特定事業所加算(Ⅱ) +10/100 特定事業所加算(Ⅲ) +10/100	+15/100	1回につき100単位を加算
	(2) 30分以上1時間未満 (197単位)							
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (276単位)							
	(4) 1時間30分以上 (346単位に30分を増すごとに+70単位)							
ホ 通院等乗降介助 (100単位)								
初回加算		(1月につき200単位を加算)						
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)						

○重度訪問介護サービス費

現行報酬体系

基本部分	注 重度障害者 等の場合	注 障害程度区 分6に該当 する者の場 合	注 2人の重度 訪問介護従 業者による 場合	注 夜間もしくは早 朝の場合 又は深夜の場 合
イ 1時間未満 (160単位)	+15/100	+7.5/100	×200/ 100	夜間もしくは早 朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100
ロ 1時間以上2時間未満 (320単位)				
ハ 2時間以上3時間未満 (480単位)				
ニ 3時間以上4時間未満 (640単位)				
ホ 4時間以上5時間未満 (780単位)				
ヘ 5時間以上6時間未満 (940単位)				
ト 6時間以上7時間未満 (1,080単位)				
チ 7時間以上8時間未満 (1,240単位)				
リ 8時間以上12時間未満 (1,392単位に 1時間を増すごとに+152単位)				
ヌ 12時間以上16時間未満 (1,991単位に 1時間を増すごとに+143単位)				
ル 16時間以上20時間未満 (2,572単位に 1時間を増すごとに+152単位)				
ヲ 20時間以上24時間未満 (3,171単位に 1時間を増すごとに+143単位)				
移動介護加算				
イ 1時間未満 (100単位を加算)				
ロ 1時間以上2時間未満 (150単位を加算)				
ハ 2時間以上3時間未満 (200単位を加算)				
ニ 3時間以上 (250単位を加算)				
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき 150単位を加算)				

改正後報酬体系

	注	注	注	注	注	注	
基本部分	重度障害者等の場合	障害程度区分6に該当する者の場合	2人の重度訪問介護従業者による場合	夜間もしくは早朝の場合又は深夜の場合	特定事業所加算	特別地域加算	緊急時対応加算(月2回を限度)
イ 1時間未満 (183単位)	+15/100	+7.5/100	×200/100	夜間もしくは早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	特定事業所加算(Ⅰ) +20/100 特定事業所加算(Ⅱ) +10/100 特定事業所加算(Ⅲ) +10/100	+15/100	1回につき100単位を加算
ロ 1時間以上1時間30分未満 (274単位)							
ハ 1時間30分以上2時間未満 (365単位)							
ニ 2時間以上2時間30分未満 (456単位)							
ホ 2時間30分以上3時間未満 (547単位)							
ヘ 3時間以上3時間30分未満 (638単位)							
ト 3時間30分以上4時間未満 (729単位)							
チ 4時間以上8時間未満 (814単位に30分を増すごとに+85単位)							
リ 8時間以上12時間未満 (1,495単位に30分を増すごとに+86単位)							
ヌ 12時間以上16時間未満 (2,178単位に30分を増すごとに+81単位)							
ル 16時間以上20時間未満 (2,831単位に30分を増すごとに+86単位)							
ヲ 20時間以上24時間未満 (3,514単位に30分を増すごとに+81単位)							
移動介護加算			×200/100				
イ 1時間未満 (100単位を加算)							
ロ 1時間以上1時間30分未満 (125単位を加算)							
ハ 1時間30分以上2時間未満 (150単位を加算)							
ニ 2時間以上2時間30分未満 (175単位を加算)							
ホ 2時間30分以上3時間未満 (200単位を加算)							
ヘ 3時間以上 (250単位を加算)							
初回加算							
(1月につき200単位を加算)							
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)							
(1回につき150単位を加算)							

○児童デイサービス費

現行報酬体系

基本部分		注		
イ 児童デイサービス費 (I)	(1) 平均利用人員10人以下/日 (754単位)	利用者の数が利用定員を超える場合	又は 指導員若しくは保育士又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	児童デイサービス計画又は基準該当児童デイサービス計画が作成されない場合
	(2) 平均利用人員11人以上20人以下/日 (508単位)			
	(3) 平均利用人員21人以上/日 (396単位)			
ロ 児童デイサービス費 (II)	(1) 平均利用人員10人以下/日 (407単位)	×70/100	×70/100	×95/100
	(2) 平均利用人員11人以上20人以下/日 (283単位)			
	(3) 平均利用人員21人以上/日 (231単位)			
家庭連携加算 (月2回を限度)	(1) 1時間未満 (1回につき 187単位を加算) (2) 1時間以上 (1回につき 280単位を加算)			
訪問支援特別加算 (月2回を限度)	(1) 1時間未満 (1回につき 187単位を加算) (2) 1時間以上 (1回につき 280単位を加算)			
送迎加算	(片道につき 54単位を加算)			
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき 150単位を加算)			

改正後報酬体系

基本部分							
イ 児童デイサービス費 (I)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">(1) 定員10人以下</td> <td style="text-align: right;">(828単位)</td> </tr> <tr> <td>(2) 定員11人以上20人以下</td> <td style="text-align: right;">(558単位)</td> </tr> <tr> <td>(3) 定員21人以上</td> <td style="text-align: right;">(435単位)</td> </tr> </table>	(1) 定員10人以下	(828単位)	(2) 定員11人以上20人以下	(558単位)	(3) 定員21人以上	(435単位)
(1) 定員10人以下	(828単位)						
(2) 定員11人以上20人以下	(558単位)						
(3) 定員21人以上	(435単位)						
ロ 児童デイサービス費 (II)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">(1) 定員10人以下</td> <td style="text-align: right;">(689単位)</td> </tr> <tr> <td>(2) 定員11人以上20人以下</td> <td style="text-align: right;">(465単位)</td> </tr> <tr> <td>(3) 定員21人以上</td> <td style="text-align: right;">(349単位)</td> </tr> </table>	(1) 定員10人以下	(689単位)	(2) 定員11人以上20人以下	(465単位)	(3) 定員21人以上	(349単位)
(1) 定員10人以下	(689単位)						
(2) 定員11人以上20人以下	(465単位)						
(3) 定員21人以上	(349単位)						

注			
利用者の数が利用定員を超える場合	又は 指導員若しくは保育士又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	児童デイサービス計画又は基準該当児童デイサービス計画が作成されない場合	指導員加配加算
× 70 / 100	× 70 / 100	× 95 / 100	1日につき+193単位
			1日につき+129単位
			1日につき+77単位
			1日につき+193単位
			1日につき+129単位
			1日につき+77単位

福祉専門職員配置等加算	福祉専門職員配置等加算(I) (1日につき10単位を加算)
	福祉専門職員配置等加算(II) (1日につき6単位を加算)

家庭連携加算	(1) 1時間未満 (1回につき187単位を加算)
(月4回を限度)	(2) 1時間以上 (1回につき280単位を加算)

訪問支援特別加算	(1) 1時間未満 (1回につき187単位を加算)
(月2回を限度)	(2) 1時間以上 (1回につき280単位を加算)

欠席時対応加算	(1回につき 94単位を加算)
---------	-----------------

医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(I) (1日につき 500単位を加算)
	ロ 医療連携体制加算(II) (1日につき 250単位を加算)

送迎加算	(片道につき 54単位を加算)
------	-----------------

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき 150単位を加算)
----------------------	------------------

○短期入所サービス費

現行報酬体系

基本部分		注			
		利用者の数が 利用定員を超える 場合	従業員数が基準に満 たない場合		
		又は			
イ 短期入所サービス費(Ⅰ)	(1) 区分6 (890単位) (2) 区分5 (757単位) (3) 区分4 (624単位) (4) 区分3 (562単位) (5) 区分1・2 (490単位)	× 70 / 100	× 70 / 100		
ロ 短期入所サービス費(Ⅱ)	(1) 区分3 (757単位) (2) 区分2 (593単位) (3) 区分1 (490単位)				
ハ 短期入所サービス費(Ⅲ)	(2,400単位)				
ニ 短期入所サービス費(Ⅳ)	(1,400単位)				
食事提供体制加算					
(1日につき 68単位を加算)					

改正後報酬体系

基本部分		
イ 福祉型短期入所サービス費	(1)福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)	(一) 区分6 (890単位)
		(二) 区分5 (757単位)
		(三) 区分4 (624単位)
		(四) 区分3 (562単位)
		(五) 区分1・2 (490単位)
	(2)福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)	(一) 区分6 (581単位)
		(二) 区分5 (509単位)
		(三) 区分4 (307単位)
		(四) 区分3 (231単位)
		(五) 区分1・2 (166単位)
	(3)福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)	(一) 区分3 (757単位)
		(二) 区分2 (593単位)
		(三) 区分1 (490単位)
	(4)福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)	(一) 区分3 (509単位)
		(二) 区分2 (269単位)
		(三) 区分1 (166単位)
ロ 医療型短期入所サービス費	(1)医療型短期入所サービス費(Ⅰ) (2,600単位)	
	(2)医療型短期入所サービス費(Ⅱ) (2,400単位)	
	(3)医療型短期入所サービス費(Ⅲ) (1,400単位)	
ハ 医療型特定短期入所サービス費	(1)医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ) (2,480単位)	
	(2)医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ) (2,270単位)	
	(3)医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ) (1,300単位)	
短期利用加算 (1日につき30単位を加算)		
重度障害者支援加算 (1日につき50単位を加算)		
単独型加算 (1日につき130単位を加算)		
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき 500単位を加算)	
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき 250単位を加算)	
栄養士配置加算	イ 栄養士配置加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)	
	ロ 栄養士配置加算(Ⅱ) (1日につき 12単位を加算)	
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき 150単位を加算)		
食事提供体制加算 (1日につき 68単位を加算)		

注	
利用者の数が利用定員を超える場合	従業員の数 又は 従業員数が基準に満たない場合
$\times 70 / 100$	$\times 70 / 100$

○機能訓練サービス費

現行報酬体系

基本部分		注	注				
		地方公共団体が設置する指定自立訓練(機能訓練)事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	× は	看護職員、理学療法士若しくは作業療法士、生活支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	自立訓練(機能訓練)計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算
イ 機能訓練サービス費(Ⅰ)	(1) 定員40人以下 (668単位) (2) 定員41人以上60人以下 (635単位) (3) 定員61人以上80人以下 (609単位) (4) 定員81人以上 (572単位)	× 865/1000	× 70/100	× 70/100	× 95/100	× 95/100	× 95/100
ロ 機能訓練サービス費(Ⅱ)	(1) 1時間未満 (187単位) (2) 1時間以上 (280単位)						
ハ 基準該当機能訓練サービス費	(668単位)						

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算
(1日につき41単位を加算)

新事業移行時特別加算
(当該指定を受けた日から30日を限度として、1日につき48単位を加算)

初期加算
(利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)
(1回につき50単位を加算)

食事提供体制加算
(1日につき42単位を加算)

改正後報酬体系

基本部分		注	注																									
		地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	生活支援員の員数が基準に満たない場合	施設障害福祉サービス計画が作成されていない場合																							
イ 定員40人以下	(1) 区分6 (400単位) (2) 区分5 (328単位) (3) 区分4 (256単位) (4) 区分3 (180単位) (5) 区分2以下(未判定の者を含む) (115単位)	× 965/1000	× 70/100	× 95/100	× 95/100																							
ロ 定員41人以上60人以下	(1) 区分6 (309単位) (2) 区分5 (249単位) (3) 区分4 (188単位) (4) 区分3 (138単位) (5) 区分2以下(未判定の者を含む) (99単位)																											
ハ 定員61人以上80人以下	(1) 区分6 (255単位) (2) 区分5 (207単位) (3) 区分4 (158単位) (4) 区分3 (121単位) (5) 区分2以下(未判定の者を含む) (92単位)																											
ニ 定員81人以上	(1) 区分6 (231単位) (2) 区分5 (186単位) (3) 区分4 (141単位) (4) 区分3 (108単位) (5) 区分2以下(未判定の者を含む) (88単位)																											
夜勤職員配置体制加算	(1) 定員21人以上定員40人以下 (1日につき38単位を加算) (2) 定員41人以上60人以下 (1日につき30単位を加算) (3) 定員61人以上 (1日につき25単位を加算)					× 885/1000																						
重度障害者支援加算	イ 重度障害者支援加算(1) (1日につき 28単位を加算) ロ 重度障害者支援加算 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <tr> <td style="width: 15%;">(1)人員配置1.7:1以上</td> <td style="width: 15%;">(一) 区分6 (1日につき 10単位を加算)</td> <td style="width: 15%;">(二) 区分5 (1日につき 198単位を加算)</td> <td style="width: 15%;">(三) 区分4 (1日につき 440単位を加算)</td> <td style="width: 15%;">(四) 区分3 (1日につき 538単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(2)人員配置2:1以上</td> <td>(一) 区分6 (1日につき 20単位を加算)</td> <td>(二) 区分5 (1日につき 255単位を加算)</td> <td>(三) 区分4 (1日につき 496単位を加算)</td> <td>(四) 区分3 (1日につき 594単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(3)人員配置2.5:1以上</td> <td>(一) 区分6 (1日につき 78単位を加算)</td> <td>(二) 区分5 (1日につき 343単位を加算)</td> <td>(三) 区分4 (1日につき 685単位を加算)</td> <td>(四) 区分3 (1日につき 683単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(4)上記(1)~(3)以外の場合</td> <td>(一) 区分6 (1日につき 130単位を加算)</td> <td>(二) 区分5 (1日につき 395単位を加算)</td> <td>(三) 区分4 (1日につき 637単位を加算)</td> <td>(四) 区分3 (1日につき 735単位を加算)</td> </tr> </table>					(1)人員配置1.7:1以上	(一) 区分6 (1日につき 10単位を加算)	(二) 区分5 (1日につき 198単位を加算)	(三) 区分4 (1日につき 440単位を加算)	(四) 区分3 (1日につき 538単位を加算)	(2)人員配置2:1以上	(一) 区分6 (1日につき 20単位を加算)	(二) 区分5 (1日につき 255単位を加算)	(三) 区分4 (1日につき 496単位を加算)	(四) 区分3 (1日につき 594単位を加算)	(3)人員配置2.5:1以上	(一) 区分6 (1日につき 78単位を加算)	(二) 区分5 (1日につき 343単位を加算)	(三) 区分4 (1日につき 685単位を加算)	(四) 区分3 (1日につき 683単位を加算)	(4)上記(1)~(3)以外の場合	(一) 区分6 (1日につき 130単位を加算)	(二) 区分5 (1日につき 395単位を加算)	(三) 区分4 (1日につき 637単位を加算)	(四) 区分3 (1日につき 735単位を加算)	注 一定の条件を満たす場合 +22単位 注：加算の算定を開始した日から起算して90日以内 +700単位		
(1)人員配置1.7:1以上	(一) 区分6 (1日につき 10単位を加算)					(二) 区分5 (1日につき 198単位を加算)	(三) 区分4 (1日につき 440単位を加算)	(四) 区分3 (1日につき 538単位を加算)																				
(2)人員配置2:1以上	(一) 区分6 (1日につき 20単位を加算)					(二) 区分5 (1日につき 255単位を加算)	(三) 区分4 (1日につき 496単位を加算)	(四) 区分3 (1日につき 594単位を加算)																				
(3)人員配置2.5:1以上	(一) 区分6 (1日につき 78単位を加算)					(二) 区分5 (1日につき 343単位を加算)	(三) 区分4 (1日につき 685単位を加算)	(四) 区分3 (1日につき 683単位を加算)																				
(4)上記(1)~(3)以外の場合	(一) 区分6 (1日につき 130単位を加算)					(二) 区分5 (1日につき 395単位を加算)	(三) 区分4 (1日につき 637単位を加算)	(四) 区分3 (1日につき 735単位を加算)																				
夜間看護体制加算	(1日につき60単位を加算)																											
入所時特別支援加算	(入所日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)																											
土日等日中支援加算	(1日につき80単位を加算)																											
入院・外泊時加算	(1) 定員60人以下 (1日につき 320単位を加算) (2) 定員61人以上80人以下 (1日につき 272単位を加算) (3) 定員81人以上 (1日につき 247単位を加算)	× 965/1000			3月に限り、1月に8日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定																							
長期入院等支援加算	(1) 定員60人以下 (1日につき 160単位を加算) (2) 定員61人以上80人以下 (1日につき 136単位を加算) (3) 定員81人以上 (1日につき 123単位を加算)	× 965/1000			3月に限り、長期入院等(入院期間が8日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定 注 入院時支援特別加算と選択することし、併給不可																							
入院時支援特別加算	(1) 8日を超える入院期間が4日未満 (1回につき 561単位を加算) (月1回を限度) (2) 8日を超える入院期間が4日以上 (1回につき 1,122単位を加算)				注 長期入院等支援加算と選択することし、併給不可																							
地域移行加算	(入所中1回、退所後1回を限度として、500単位を加算)																											
地域生活移行個別支援特別加算	イ 地域生活移行個別支援特別加算(1) (1日につき12単位を加算) ロ 地域生活移行個別支援特別加算(2) (1日につき306単位を加算)																											
栄養士配置加算	イ 栄養士配置加算(1) <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <tr> <td style="width: 15%;">(1) 定員40人以下</td> <td style="width: 15%;">(1日につき 27単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(2) 定員41人以上60人以下</td> <td>(1日につき 22単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(3) 定員61人以上80人以下</td> <td>(1日につき 15単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(4) 定員81人以上</td> <td>(1日につき 12単位を加算)</td> </tr> </table> ロ 栄養士配置加算(2) <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <tr> <td style="width: 15%;">(1) 定員40人以下</td> <td style="width: 15%;">(1日につき 15単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(2) 定員41人以上60人以下</td> <td>(1日につき 12単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(3) 定員61人以上80人以下</td> <td>(1日につき 8単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(4) 定員81人以上</td> <td>(1日につき 6単位を加算)</td> </tr> </table>	(1) 定員40人以下	(1日につき 27単位を加算)	(2) 定員41人以上60人以下	(1日につき 22単位を加算)	(3) 定員61人以上80人以下	(1日につき 15単位を加算)	(4) 定員81人以上	(1日につき 12単位を加算)	(1) 定員40人以下	(1日につき 15単位を加算)	(2) 定員41人以上60人以下	(1日につき 12単位を加算)	(3) 定員61人以上80人以下	(1日につき 8単位を加算)	(4) 定員81人以上	(1日につき 6単位を加算)											
(1) 定員40人以下	(1日につき 27単位を加算)																											
(2) 定員41人以上60人以下	(1日につき 22単位を加算)																											
(3) 定員61人以上80人以下	(1日につき 15単位を加算)																											
(4) 定員81人以上	(1日につき 12単位を加算)																											
(1) 定員40人以下	(1日につき 15単位を加算)																											
(2) 定員41人以上60人以下	(1日につき 12単位を加算)																											
(3) 定員61人以上80人以下	(1日につき 8単位を加算)																											
(4) 定員81人以上	(1日につき 6単位を加算)																											
栄養マネジメント加算	(1日につき10単位を加算)																											
経口移行加算	(1日につき28単位を加算)																											
経口維持加算	イ 経口維持加算(1) (1日につき28単位を加算) ロ 経口維持加算(2) (1日につき5単位を加算)																											
療養食加算	(1日につき23単位を加算)																											

○旧知的障害者入所更生施設支援費

現行報酬体系

基本部分				注	注	注	注	注
				地方公共団体が設置する旧指定知的障害者更生施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	重度重複障害者加算	強度行動障害者特別支援加算	測定値加算
イ旧指定知的障害者入所更生施設	(1)入所による指定旧法施設支援を行う場合	(一)定員10人	a b以外の場合	i 区分A (585単位)	×965/1000	×70/100	1日につき+89単位	区分A 1日につき +481単位 区分B 1日につき +565単位 区分C 1日につき +722単位
				ii 区分B (543単位)			1日につき+89単位	
				iii 区分C (491単位)			1日につき+89単位	
			b 当該施設が主たる施設である場合	i 区分A (1,290単位)			1日につき+89単位	
				ii 区分B (1,238単位)			1日につき+89単位	
				iii 区分C (1,187単位)			1日につき+89単位	
		(二)定員11人以上20人以下	a b以外の場合	i 区分A (588単位)			1日につき+89単位	
				ii 区分B (542単位)			1日につき+89単位	
				iii 区分C (516単位)			1日につき+89単位	
			b 当該施設が主たる施設である場合	i 区分A (878単位)			1日につき+89単位	
				ii 区分B (850単位)			1日につき+89単位	
				iii 区分C (824単位)			1日につき+89単位	
		(三)定員30人以上40人以下	a 区分A (827単位)	1日につき+89単位				
			b 区分B (739単位)	1日につき+89単位				
			c 区分C (812単位)	1日につき+89単位				
		(四)定員41人以上60人以下	a 区分A (778単位)	1日につき+89単位				
			b 区分B (692単位)	1日につき+89単位				
			c 区分C (531単位)	1日につき+89単位				
(五)定員61人以上90人以下	a 区分A (708単位)	1日につき+89単位						
	b 区分B (623単位)	1日につき+89単位						
	c 区分C (507単位)	1日につき+89単位						
(六)定員91人以上	a 区分A (637単位)	1日につき+89単位						
	b 区分B (545単位)	1日につき+89単位						
	c 区分C (448単位)	1日につき+89単位						
入院・外泊時加算	イ 定員10人 (320単位) ロ 定員11人以上20人以下 (320単位) ハ 定員30人以上40人以下 (320単位) ニ 定員41人以上60人以下 (320単位) ホ 定員61人以上90人以下 (288単位) ヘ 定員91人以上 (252単位)			×965/1000	3月に限り、1月に8日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定			
入所時特別支援加算	入所による指定旧法施設支援を行った場合 (入所日から30日を限度として、1日につき 71単位を加算)							
退所時特別支援加算	(入所中1回、退所後1回を限度として、2,097単位を加算)							
自活訓練加算	イ 自活訓練加算(Ⅰ) (入所者1人につき180日を限度として、1日につき 370単位を加算) ロ 自活訓練加算(Ⅱ) (入所者1人につき180日を限度として、1日につき 469単位を加算)							
入院時特別支援加算 (月1回を限度)	(1) 8日を超える入院期間が4日未満 (1回につき 561単位を加算) (2) 8日を超える入院期間が4日以上 (1回につき 1,122単位を加算)						注 長期入院等支援加算と選択することし、併給不可	
長期入院等支援加算	イ 定員10人 (160単位) ロ 定員11人以上20人以下 (160単位) ハ 定員30人以上40人以下 (160単位) ニ 定員41人以上60人以下 (160単位) ホ 定員61人以上90人以下 (144単位) ヘ 定員91人以上 (128単位)			×965/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が8日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定 注 入院時特別支援加算と選択することし、併給不可			
栄養管理体制加算	(1)栄養管理体制加算(Ⅰ)	(一)定員41人以上60人以下 (1日につき 24単位を加算)						
		(二)定員61人以上90人以下 (1日につき 17単位を加算)						
		(三)定員91人以上 (1日につき 12単位を加算)						
	(2)栄養管理体制加算(Ⅱ)	(一)定員41人以上60人以下 (1日につき 22単位を加算)						
		(二)定員61人以上90人以下 (1日につき 15単位を加算)						
		(三)定員91人以上 (1日につき 11単位を加算)						
	(3)栄養管理体制加算(Ⅲ)	(一)定員41人以上60人以下 (1日につき 12単位を加算)						
		(二)定員61人以上90人以下 (1日につき 8単位を加算)						
		(三)定員91人以上 (1日につき 8単位を加算)						

改正後報酬体系

基本部分				注	注	注	注	
				地方公共団体が設置する旧指定知的障害者更生施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	重度重複障害者加算	施設行動障害者特別支援加算	
イ 旧指定知的障害者入所更生施設	(1)入所による指定旧施設支援を行う場合	(一)定員10人	a b以外の場合	i 区分A (834単位)	x965/1000	x70/100	1日につき+99単位	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: x-small;"> 区分A 1日につき+481単位 区分B 1日につき+565単位 区分C 1日につき+722単位 注:加算の算定を開始した日から起算して60日以内+700単位 </div>
				ii 区分B (582単位)			1日につき+99単位	
				iii 区分C (530単位)			1日につき+99単位	
			b 当該施設が主たる施設である場合	i 区分A (1,329単位)			1日につき+99単位	
				ii 区分B (1,277単位)			1日につき+99単位	
				iii 区分C (1,226単位)			1日につき+99単位	
		(二)定員11人以上20人以下	a b以外の場合	i 区分A (607単位)			1日につき+99単位	
				ii 区分B (581単位)			1日につき+99単位	
				iii 区分C (555単位)			1日につき+99単位	
			b 当該施設が主たる施設である場合	i 区分A (915単位)			1日につき+99単位	
				ii 区分B (869単位)			1日につき+99単位	
				iii 区分C (863単位)			1日につき+99単位	
(三)定員30人以上40人以下	a 区分A (866単位)	1日につき+99単位						
	b 区分B (778単位)	1日につき+99単位						
	c 区分C (651単位)	1日につき+99単位						
(四)定員41人以上60人以下	a 区分A (817単位)	1日につき+99単位						
	b 区分B (731単位)	1日につき+99単位						
	c 区分C (570単位)	1日につき+99単位						
(五)定員61人以上90人以下	a 区分A (747単位)	1日につき+99単位						
	b 区分B (662単位)	1日につき+99単位						
	c 区分C (546単位)	1日につき+99単位						
(六)定員91人以上	a 区分A (676単位)	1日につき+99単位						
	b 区分B (584単位)	1日につき+99単位						
	c 区分C (487単位)	1日につき+99単位						
入院・外泊時加算	イ 定員10人 (1日につき 320単位を加算) ロ 定員11人以上20人以下 (1日につき 320単位を加算) ハ 定員30人以上40人以下 (1日につき 320単位を加算) ニ 定員41人以上60人以下 (1日につき 320単位を加算) ホ 定員61人以上90人以下 (1日につき 288単位を加算) ヘ 定員91人以上 (1日につき 252単位を加算)	x965/1000	3月に限り、1月に8日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定					
入所時特別支援加算	(入所日から30日を限度として、1日につき 71単位を加算)							
退所時特別支援加算	(入所中1回、退所後1回を限度として、2097単位を加算)							
自活訓練加算	イ 自活訓練加算(Ⅰ) (入所者1人につき180日を限度として、1日につき 370単位を加算) ロ 自活訓練加算(Ⅱ) (入所者1人につき180日を限度として、1日につき 469単位を加算)							
入院時特別支援加算 (月1回を限度)	(1) 8日を超える入院期間が4日未満 (1回につき 561単位を加算) (2) 8日を超える入院期間が4日以上 (1回につき 1122単位を加算)		注 長期入院等支援加算と選択することとし、併給不可					
長期入院等支援加算	イ 定員10人 (1日につき 160単位を加算) ロ 定員11人以上20人以下 (1日につき 160単位を加算) ハ 定員30人以上40人以下 (1日につき 160単位を加算) ニ 定員41人以上60人以下 (1日につき 160単位を加算) ホ 定員61人以上90人以下 (1日につき 144単位を加算) ヘ 定員91人以上 (1日につき 126単位を加算)	x965/1000	3月に限り、長期入院等(入院等期間が6日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定 注 入院時特別支援加算と選択することとし、併給不可					
限養査加算	(1日につき23単位を加算)							

○知的障害児施設給付費

現行報酬体系

基本部分		注	注	注	注	注	注	注		
		地方公共団体が設置する指定的障害児施設の場合	利用者の数に特別定員を超過する場合	児童指導員又は保育士を配置している場合 (1日につき)	職員指導員を配置している場合 (1日につき)	重度知的障害児支援加算	重度重演障害児加算	治療行動障害児特別加算	通達緩和加算	
イ 指定的障害児施設の場合	(1)定員5人以上10人未満	当該施設が単独施設 (667単位)	× 965/1000	× 70/100	+57単位	+49単位	イ 重度知的障害児支援加算(1) 1日につき +165単位 ロ 重度知的障害児支援加算(2) 1日につき +188単位	1日につき +111単位	1日につき +761単位	
	(2)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (440単位) (二)当該施設が主たる施設 (1,258単位) (三)当該施設が単独施設 (667単位)			+172単位 +57単位 +86単位	+148単位 +49単位 +73単位				
	0)定員11人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (443単位) (二)当該施設が主たる施設 (850単位) (三)当該施設が単独施設 (667単位)			+57単位 +86単位 +57単位	+49単位 +73単位 +49単位				
		(4)定員21人以上30人以下			(667単位)	+57単位				+49単位
		(5)定員31人以上40人以下			(806単位)	+57単位				+29単位
	(6)定員41人以上50人以下	(544単位)				+29単位				
	(7)定員51人以上60人以下	(527単位)				+26単位				
	(8)定員61人以上70人以下	(509単位)				+22単位				
	(9)定員71人以上80人以下	(491単位)				+20単位				
	(10)定員81人以上90人以下	(472単位)				+17単位				
	(11)定員91人以上100人以下	(454単位)				+14単位				
	(12)定員101人以上110人以下	(435単位)				+13単位				
	(13)定員111人以上120人以下	(416単位)				+12単位				
	(14)定員121人以上130人以下	(400単位)				+11単位				
	(15)定員131人以上140人以下	(447単位)				+10単位				
	(16)定員141人以上150人以下	(445単位)				+9単位				
	(17)定員151人以上160人以下	(441単位)				+8単位				
	(18)定員161人以上170人以下	(438単位)				+8単位				
	(19)定員171人以上180人以下	(435単位)				+8単位				
	(20)定員181人以上190人以下	(432単位)				+8単位				
	(21)定員191人以上	(429単位)				+8単位				
	入院・外出時加算	イ 8日まで			(1)定員60人以下 (320単位) (2)定員61人以上90人以下 (288単位) (3)定員91人以上 (222単位)	× 965/1000				3月に限り、1月に12日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位数を算定
ロ 9日から12日まで		(1)定員60人以下 (160単位) (2)定員61人以上90人以下 (144単位) (3)定員91人以上 (128単位)								
日活訓練加算		イ 日活訓練加算(1) (当該障害児1人につき180日を限度として、1日につき327単位を加算) ロ 日活訓練加算(2) (当該障害児1人につき180日を限度として、1日につき448単位を加算)								
入院時特別加算(1日1回を限度)	イ 12日を超える入院期間が4日未満 (1回につき561単位を加算) ロ 12日を超える入院期間が4日以上 (1回につき1,122単位を加算)	注 長期入院等支援加算と選択することとし、併給不可								
長期入院等支援加算	12日を超える場合	(1)定員60人以下 (160単位) (2)定員61人以上90人以下 (144単位) (3)定員91人以上 (128単位)	× 965/1000	3月に限り、長期入院等(入院期間が12日を超える)の場合に所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位数を算定 注 入院時特別支援加算と選択することとし、併給不可						
栄養管理体制加算	イ 栄養管理体制加算(1)	(1)定員4人以上50人以下 (1日につき24単位を加算) (2)定員51人以上60人以下 (1日につき20単位を加算) (3)定員61人以上70人以下 (1日につき17単位を加算) (4)定員71人以上80人以下 (1日につき15単位を加算) (5)定員81人以上90人以下 (1日につき13単位を加算) (6)定員91人以上100人以下 (1日につき12単位を加算) (7)定員101人以上110人以下 (1日につき10単位を加算) (8)定員111人以上120人以下 (1日につき10単位を加算) (9)定員121人以上130人以下 (1日につき9単位を加算) (10)定員131人以上140人以下 (1日につき8単位を加算) (11)定員141人以上150人以下 (1日につき8単位を加算) (12)定員151人以上160人以下 (1日につき7単位を加算) (13)定員161人以上170人以下 (1日につき7単位を加算) (14)定員171人以上180人以下 (1日につき6単位を加算) (15)定員181人以上190人以下 (1日につき6単位を加算) (16)定員191人以上 (1日につき6単位を加算)	× 965/1000							
	ロ 栄養管理体制加算(2)	(1)定員4人以上50人以下 (1日につき22単位を加算) (2)定員51人以上60人以下 (1日につき18単位を加算) (3)定員61人以上70人以下 (1日につき15単位を加算) (4)定員71人以上80人以下 (1日につき13単位を加算) (5)定員81人以上90人以下 (1日につき12単位を加算) (6)定員91人以上100人以下 (1日につき11単位を加算) (7)定員101人以上110人以下 (1日につき10単位を加算) (8)定員111人以上120人以下 (1日につき8単位を加算) (9)定員121人以上130人以下 (1日につき8単位を加算) (10)定員131人以上140人以下 (1日につき7単位を加算) (11)定員141人以上150人以下 (1日につき7単位を加算) (12)定員151人以上160人以下 (1日につき6単位を加算) (13)定員161人以上170人以下 (1日につき6単位を加算) (14)定員171人以上180人以下 (1日につき6単位を加算) (15)定員181人以上190人以下 (1日につき5単位を加算) (16)定員191人以上 (1日につき5単位を加算)								
	ハ 栄養管理体制加算(3)	(1)定員4人以上50人以下 (1日につき12単位を加算) (2)定員51人以上60人以下 (1日につき10単位を加算) (3)定員61人以上70人以下 (1日につき8単位を加算) (4)定員71人以上80人以下 (1日につき7単位を加算) (5)定員81人以上90人以下 (1日につき6単位を加算) (6)定員91人以上100人以下 (1日につき6単位を加算) (7)定員101人以上110人以下 (1日につき5単位を加算) (8)定員111人以上120人以下 (1日につき5単位を加算) (9)定員121人以上130人以下 (1日につき4単位を加算) (10)定員131人以上140人以下 (1日につき4単位を加算) (11)定員141人以上150人以下 (1日につき4単位を加算) (12)定員151人以上160人以下 (1日につき3単位を加算) (13)定員161人以上170人以下 (1日につき3単位を加算) (14)定員171人以上180人以下 (1日につき3単位を加算) (15)定員181人以上190人以下 (1日につき3単位を加算) (16)定員191人以上 (1日につき3単位を加算)								